

○国立大学法人東京農工大学競争的資金等の不正防止に関する基本方針

平成 27 年 3 月 2 日
学 長 裁 定

競争的資金等の大部分は国民一人一人の貴重な税金によって支えられています。その不正は一部の心無い者の問題に留まらず、本学の社会的な信用失墜を引き起こすばかりでなく、科学技術・学術の健全な発展をも阻害しかねない重大な問題です。

本学は、競争的資金等に係る不正根絶に向けて、不正を発生させる要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり競争的資金等の不正防止に関する基本方針を定めます。

1. 不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化し、不正防止対策に関する構成員の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
3. 不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に実施する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが行われるシステムを構築し、適正な運営及び管理を実施する。
5. 競争的資金等の使用ルール等が、適切に情報共有及び共通理解される体制を構築する。
6. 競争的資金等の不正が起きない、起こさない環境づくりを目指して、実効性のあるモニタリング体制を構築する。